

京都市告示第 46 / 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止及び休止の届出がありました。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
中濱 秀次郎	なかはま鍼灸 整骨院	左京区岩倉幡枝町12 31 サンライズヒガシ ラ104号	左京区岩倉幡枝町12 16-1	平成16年2月11日
松原 達晃	松原ゆとりの 治療院	南区西九条菅田町27 -2 菅田町団地10 01号	南区西九条菅田町27 -2 菅田町団地61 2号	平成16年2月3日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
高橋小児科医院	北区小山西上総町10	平成16年1月31日
竹下産婦人科医院	南区西九条西柳ノ内町27	平成15年9月21日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
ひまわり整骨院	山科区栂辻草海道町7	吉水 円	平成16年1月15日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
中井診療所	東山区問屋町通五条下ル3丁目東橋町463	平成15年12月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)